

注1 障害児に対して、指定居宅介護事業所（児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号。以下「指定居宅支援等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。又は基準該当居宅介護事業所（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所をいう。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）注5において「居宅介護従業者」という。）が、指定居宅介護（指定居宅支援等基準第4条に規定する指定居宅介護をいう。）又は基準該当居宅介護（指定居宅支援等基準第40条第1項に規定する基準該当居宅介護をいう。）以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定額を算定する。

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、身体介護（入浴、排せつ及び食事等の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、家事援助（調理、洗濯及び掃除等の家事の援助をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者が、屋外での移動に著しい制限のある視覚障害児、全身性障害児（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則 昭和25年厚生省令第15号）別表第五号の一級に該当する児童であって両上肢及び両下肢の機能の障害を有するもの又はこれに準ずる児童をいう。）又は知的障害児に対して、移動介護（社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動の介護をいう。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に所定額を算定する。
5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の居宅介護従業者が1人の障害児に対して指定居宅介護等を行ったときは、それぞれの居宅介護従業者が行う指定居宅介護等につき所定額を算定する。
6 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の25に相当する額を所定額に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合は、1回につき所定額の100分の50に相当する額を所定額に加算する。
7 障害児が児童デイサービス若しくは児童短期入所を受けている間又は児童福祉施設に通所している間は、児童居宅介護支援費は、算定しない。

- 2 児童デイサービス支援費（1日につき）
イ サービスの提供を受ける障害児の数の平均が1日当たり10人以下の場合 5,320円
ロ サービスの提供を受ける障害児の数の平均が1日当たり11人以上20人以下の場合 3,670円
ハ サービスの提供を受ける障害児の数の平均が1日当たり21人以上の場合 2,810円

注1 指定デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第46条第1項に規定する指定デイサービス事業所をいう。）又は基準該当デイサービス事業所（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービス事業所をいう。）注2において「指定デイサービス事業所等」という。）において、指定デイサービス（指定居宅支援等基準第45条に規定する指定デイサービスをいう。）又は基準該当デイサービス（指定居宅支援等基準第60条第1項に規定する基準該当デイサービスをいう。）を行った場合に、それぞれ所定額を算定する。

- 2 障害児に対して、その居宅と指定デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合は、片道につき550円を所定額に加算する。
3 障害児が児童短期入所を受けている間又は児童福祉施設（保育所を除く。）に通所することとなっている間は、児童デイサービス支援費は、算定しない。

- 3 児童短期入所支援費（1日につき）
イ 区分1 7,960円
ロ 区分2 7,220円
ハ 区分3 4,550円

注1 指定短期入所事業所（指定居宅支援等基準第66条に規定する指定短期入所事業所をいう。）において指定短期入所（指定居宅支援等基準第64条に規定する指定短期入所をいう。）を行った場合に、障害児の障害の程度に応じて別に厚生労働大臣が定める区分に応じ、それぞれ所定額を算定する。ただし、医師により別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害児若しくはこれに準ずる児童又は医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された児童に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき14,360円を算定し、重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。）に対し、医療機関である指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、1日につき20,310円を算定する。

2 宿泊を伴わない指定短期入所を行った場合は、所定額にかかわらず、注1の規定により算定する額に、現に要した時間ではなく、指定短期入所に要する時間として利用者の意向を踏まえて設定した時間に応じて次に掲げる割合を乗じて得た額を算定する。

- イ 所要時間4時間未満の場合 100分の25
ロ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 100分の50
ハ 所要時間8時間以上の場合 100分の75

- 3 障害児の心身の状況、障害児の保護者の状況等からみて送迎を行うことが必要と認められる障害児に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合（宿泊を伴わない指定短期入所の場合を除く。）は、片道につき1,860円を所定額に加算する。
4 障害児が児童福祉施設に通所している間は、児童短期入所支援費は、算定しない。

○豊州次官補佐長兼田中十郎
知事監事兼田中十郎に關する命令（平成十四年豊州次官補佐長兼田中十郎）兼「理の親任に據りて」知事監事兼田中十郎に關する命令に依るに據りて行つた職に關する命令（平成十四年豊州次官補佐長兼田中十郎）の「理の親任に據りて」平成十四年四月一日から施行する。

平成十六年四月十一日 豊州次官大田 坂口 大
副兼「注（ア）列につけた○印一つに2点を与え、（イ）列につけた○印一つに1点を与えた場合の小計を算出しそれらの合計点を合計欄に記載して下さい。」と「注1（ア）列につけた○印一つに2点を与え、（イ）列につけた○印一つに1点を与えた場合の小計を算出し、それらの合計点を合計欄に記載のぞみの欄が設置する施設についても、この票を用いて下さい。」

載して下さい。
○農林次官補佐長兼田中十郎
動物医療部検査所兼農政課特別配給課（昭和四十五年四月一日農林省官報長編長四四四七号）の「理の親任に據りて」平成十六年四月十一日から施行する。
平成十六年四月十一日 農林次官大田 兼井 兼之
第三條に於て「理を加える。」

2 指図の申請は、行政手続等に於ける情報開示の技術の採用に關する法律（平成十四年法律第百四十一号）及び農林次官補佐長に關する命令に依るに據りて行つた職に關する法律施行規則（平成十五年農林次官補佐長令第十一号）の親任に據りて、農林省官報長編長四四四七号に於て「理を加える。」